

蜂蜜中の残留抗生物質の簡易検出法

2005年の改正食品衛生法施行に伴い、同法第11条第3項により、すべての食品について、農薬・動物用医薬品・食品添加物の残留基準値が決められた。これらの残留物質は食品別に各物質の最大許容残留値 MRL が定められている。これがいわゆるポジティブリストであるが、このリストに記載されていない物質については一律に 0.01ppm の MRL が適用され（一律基準）、さらに特に人の健康に問題があるとされる物質は、別途「不検出物質」として取りあつかわれる。蜂蜜については、約 60 種の物質がリストアップされている。

腐蛆病予防のために世界的に使用されるテトラサイクリン系抗生物質（OTC・CTC・TC）もそのひとつであり、蜂蜜中の残留基準は 0.3ppm となっている。

我が国では、これらの TC 系抗生物質は、薬事法上の要指示薬として獣医師の指示なくしては譲渡・販売・使用さえ許されない。ところが生産者は、腐蛆病予防対策としての投薬は必要不可欠と考える一方、蜂蜜集荷業者には頭痛の種となっている現実がある。（業者の自主検査で検出される例が多発している。）

これらの残留物を含む生産物が市場に出回ることを防ぐことは、生産者・販売業者の両方に共通の重要課題であり、採蜜または集荷の現場で即時に結果を出すことを可能にしたこの検査キットは注目に値する。

※この検査キットの特徴は；

1. ポケットサイズのキットと秤で野外に持ち運びができる。
2. 反応時間が短い（急速抗体反応）。
3. 精度が高い（残留基準値に充分対応できる）。
4. 他社の類似製品と比較して低価格

※別紙は、検査キットの使用説明書